

保保発 1207 第 2 号
令和 3 年 12 月 7 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会会長
地方厚生（支）局長

） 殿

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者
の収入確認の特例の延長について

現在、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、短期集中的にワクチン接種業務に従事する医療職の方を確保する観点から、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和 3 年 6 月 4 日付け保保発 0604 第 1 号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「令和 3 年 6 月課長通知」という。）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関する Q & A について」（令和 3 年 6 月 4 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。以下「令和 3 年 6 月事務連絡」という。）を發出し、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認について、臨時の特例的な取扱いを行っているところである。

今般、令和 3 年 12 月から新型コロナワクチンの追加接種が実施され、新型コロナワクチン接種の実施期間が令和 4 年 9 月末まで延長されたが、引き続き医療職の方の確保に万全を期す必要があることから、本特例措置についても令和 4 年 9 月末まで延長することとした。具体的な取扱いについては、令和 3 年 6 月課長通知及び令和 3 年 6 月事務連絡と同様であるので、貴職におかれては適切に対応されたい。

また、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者以外の方についても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうることから、令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡及び令和 3 年 2 月 12 日付け事務連絡において示した留意点に沿って、引き続き適切に対応いただきたい。

なお、この取扱いについては、厚生労働省年金局事業管理課、総務省自治行政局公務員部福利課、財務省主計局給与共済課及び文部科学省高等教育局私学部私学行政課とも協議済みであることを申し添える。